

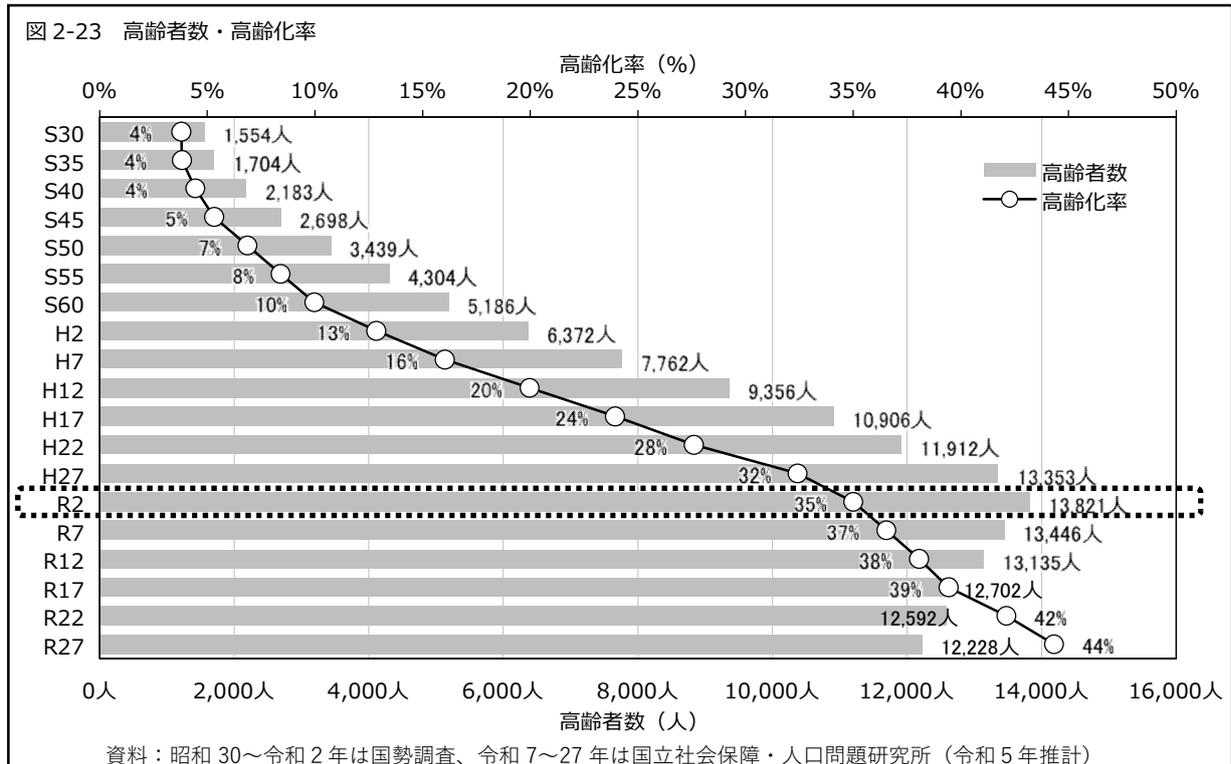
前回市民会議からの確認事項

前回の市民会議において、住生活を取り巻く現状について皆様からご意見をお伺いいたしました。その際にご回答できなかったことについて、下記のとおり整理しましたので報告いたします。

1. 高齢者数の推移について

【意見概要】

前回資料 P19「図 2-23 高齢者数・高齢化率」において、滝川市の高齢者数は令和 2 年にピークを迎え、以降減少見込みとなっているが、令和 7 年現在このとおり推移しているか。



【回答】

滝川市の高齢者数（65 歳以上）については、住民基本台帳に基づく人口推移においても、令和 3 年度をピークに減少しております。

参考：令和 2 年以降の総人口・65 歳以上人口・高齢化率の推移（住民基本台帳）

	総人口	65 歳以上	65 歳以上増減数	高齢化率
R2.9 月末	39,381	13,186		33.5%
R3.9 月末	38,893	13,800	614	35.5%
R4.9 月末	38,259	13,691	▲ 109	35.8%
R5.9 月末	37,511	13,554	▲ 137	36.1%
R6.9 月末	36,704	13,410	▲ 144	36.5%

出典：滝川市 HP

2. 空き家の利活用に関する意見について

【意見概要】

空き家の所有者を調べるのが困難なことから、市で空き家の所有者に案内文を送付できないか。

【回答】

市関係所管（くらし支援課・税務課）と協議を行い、税務課が不動産を所有する方が亡くなった際に送付している相続人代表者の指定届及び相続登記の案内に併せて、不動産取引の案内に係るビラを入れることは可能である。

しかし、不動産取引の案内に係る問い合わせ先として、市内すべての不動産事業者を掲載すると相手方がどこに問い合わせをしたらいいのか困惑することが考えられるため、窓口の一本化を図る必要があると考えられる。